

⑮ 診療所エックス線装置設置届

概要説明	医療法第 15 条第 3 項、医療法施行規則第 24 条の 2 に基づき、診療所にエックス線装置を設置する場合の届出書です。
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 エックス線装置設置届（様式第 15 号） 2 エックス線診療室の周辺図（隣室名及び上階又は下階の室名並びに周囲の状況を明記し、管理区域を設けた場合は、その区域及び標識の位置を朱線で記入したもの） 3 エックス線診療室の見取り図（平面図、側面図） 4 敷地の境界までの 1 センチメートル線量当量の測定結果を記載した書類（測定年月日、測定器の名称、測定者、測定資料、ファントム、放射線漏洩の有無） 5 エックス線装置のカタログ <p>それぞれ 1 部（押印は不要です） （保健所の受理した証が必要な場合は 2 部）</p>
受付期間	設置日～設置後 10 日以内
受付窓口	〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号 下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 TEL; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出者は管理者個人です。 ・ エックス線装置の入れ替え時は、⑭診療所エックス線装置等廃止届及び新規の⑮診療所エックス線装置設置届が必要です。 ・ 有床診療所においては、使用前に⑩診療所構造設備検査申請を行い、使用許可を受ける必要があります。